

即席めん品質表示基準

全部改正 平成21年 4月 9日農林水産省告示第 487号
 改正 平成23年 8月31日消費者庁告示第 8号
 最終改正 平成23年 9月30日消費者庁告示第 10号

(趣旨)

第1条 即席めん(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
即席めん	次に掲げるものをいう。 1 小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるもの等を加えて練り合わせた後、製めんしたもの(かんすいを用いて製めんしたものの以外のものであっては、成分でん粉がアルファ化されているものに限る。)のうち、添付調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものであって、簡便な調理操作により食用に供するもの(冷凍したもの及びチルド温度帯で保存するものを除く。) 2 1にかやくを添付したもの
生タイプ即席めん	即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したものをいう。
添付調味料	直接又は希釈して、めんにつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるもの(香辛料等の微細な固形物を含む。)をいう。
かやく	ねぎ、メンマ等の野菜加工品、もち等の穀類加工品、油揚げ等の豆類の調整品、チャーシュー等の畜産加工食品、わかめ、つみれ等の水産加工食品、てんぷら等、めん及び添付調味料以外のものをいう。

(表示の方法)

第3条 原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(イ) めんにあっては、「めん」(油処理により乾燥したものにあっては、「油揚げめん」)の文字の次に括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「植物性たん白」、「卵粉」、「食塩」、「植物油脂」、「ラード」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

(イ) 添付調味料及びかやくにあっては、「鶏肉エキス」、「しょうゆ」、「糖類」、「香辛料」、「油揚げ」、「もち」、「メンマ」、「野菜天ぷら」、「牛肉」、「えび」、「卵」、「植物性たん白」、「のり」、「ねぎ」、「わかめ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同府令第1条第2項第5号括弧書の規定にかかわらず、他の食品

添加物と同様に記載すること。

(2) 内容量

添付調味料又はかやくを添付したものにあっては、加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量及びめんを重量をグラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第4条 製造業者等は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項に規定する事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。ただし、(2)に掲げる事項については、食器として使用できる容器にめんを入れているもの以外のものにあっては、この限りでない。

(1) 容器又は包装の見やすい箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイント(表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあっては、5.5ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた活字で、調理方法を記載すること。

(2) 容器を加熱するものにあっては「調理中及び調理直後は、容器に直接手を触れないこと」等と、容器を加熱しないものにあっては「やけどに注意」等と、前号に規定する方法により記載すること。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(2)に掲げる事項についてはかんすいを使用している場合は、この限りでない。

(1) かやくのうち特定のを特に強調する用語。ただし、調理後の当該かやくの重量が調理後のめんの重量の2%以上である場合は、この限りでない。

(2) 「中華めん」の用語

(3) そば粉を使用しているものであって、そば粉の配合割合が30%未満のものにあっては、そばの用語

(4) 第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(5) 生タイプ即席めん以外のものにあっては、「生タイプ」の用語

附 則(平成21年4月9日農林水産省告示第487号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年5月9日から施行する。

(生タイプ即席めん品質表示基準の廃止)

2 生タイプ即席めん品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1642号)は、廃止する。

(即席めん類品質表示基準の改正に伴う経過措置)

3 平成23年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される即席めん類の品質に関する表示については、この告示による改正前の即席めん類品質表示基準の規定の例によることができる。

(生タイプ即席めん品質表示基準の廃止に伴う経過措置)

4 平成23年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される生タイプ即席めんの品質に関する表示については、この告示による廃止前の生タイプ即席めん品質表示基準の規定の例によることができる。

(加工食品品質表示基準の一部改正)

5 加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)の一部を次のように改正する。

別表4中即席めん類の項及び生タイプ即席めんの項を削る。

附 則(平成23年8月31日消費者庁告示第8号)

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日消費者庁告示第10号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。